

第 **139** 期

定時株主総会 招集ご通知

TOMOWEL

パソコン・
スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。



<https://s.srdb.jp/7914/>

日時

2019年6月27日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所

東京都千代田区神田神保町 2-36-1
住友不動産千代田ファーストウイング 1F

ベルサール神保町アネックス

※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

株主総会にご出席いただけない場合

書面またはインターネット等により議決権を行使ください
ますようお願い申し上げます。

2019年6月26日（水曜日）午後6時到着分まで

共同印刷株式会社

証券コード：7914

決議事項

会社提案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 当社株式の大量買付行為
への対応策（買収防衛策）
の更新の件

株主提案

- 第7号議案 当社株式の大量買付行為
への対応策（買収防衛策）
の非継続（廃止）の件
- 第8号議案 定款一部変更の件
（決算説明会の開催等）
- 第9号議案 定款一部変更の件
（政策保有株式の売却）
- 第10号議案 定款一部変更の件
（株主還元）

株 主 各 位

証券コード 7914

2019年6月5日

東京都文京区小石川四丁目14番12号

共同印刷株式会社

代表取締役社長 **藤 森 康 彰**

第139期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第139期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2019年6月26日（水曜日）午後6時までに到着するよう、①同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送いただくか、または②当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）により議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2019年6月27日（木曜日）午前10時
2	場 所	東京都千代田区神田神保町2-36-1 住友不動産千代田ファーストウイング1F ベルサール神保町アネックス ※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

3

目的事項

報告事項

- ① 第139期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- ② 第139期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

会社提案

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役7名選任の件
- 第4号議案** 監査役4名選任の件
- 第5号議案** 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案** 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件

株主提案

- 第7号議案** 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）の件
- 第8号議案** 定款一部変更の件（決算説明会の開催等）
- 第9号議案** 定款一部変更の件（政策保有株式の売却）
- 第10号議案** 定款一部変更の件（株主還元）

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して株主の皆様にご提供すべき書類のうちの一部につきましては、法令および当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kyodoprinting.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<https://www.kyodoprinting.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

▶ 議決権行使についてのご案内

下記のいずれかの方法により議決権の行使をお願い申し上げます。

当日ご出席による 議決権行使

株主総会開催日時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時

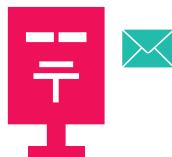


ご入場の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

書面による議決権行使

議決権行使期限

2019年6月26日（水曜日）
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年6月26日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

詳しくは下記をご覧ください。

インターネットによる 議決権行使

議決権行使期限

2019年6月26日（水曜日）
午後6時受付分まで



詳細は
5頁から6頁を
ご覧ください。

当社指定の議決権行使ウェブサイト
にアクセスしていただき、行使
期限までに賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

議決権行使書用紙イメージ

A scan of the proxy ballot form for the 2019 Annual General Meeting of Common Printing Co., Ltd. The form contains a table for voting on various proposals. Two red boxes highlight the voting columns for '賛成' (Agree) and '反対' (Disagree) for each proposal. A red arrow points to the bottom of the form, indicating where to indicate the vote.

こちらの赤枠内に、
各議案の賛否をご表示ください。

会社提案（第1号議案～6号議案）

- 賛成の場合「賛」の欄に○印
- 反対の場合「否」の欄に○印

（第3号議案、第4号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。）

株主提案（第7号議案～10号議案）

- 賛成の場合「賛」の欄に○印
- 反対の場合「否」の欄に○印

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（1名の株主からご提案された議案）の決議を行います。

第7号議案～第10号議案は1名の株主からのご提案です。

取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。詳細は**43頁以降**をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご案内します。

会社提案・当社取締役会の意見にご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 <small>〔下の候補者を除く〕</small>	第4号議案 <small>〔下の候補者を除く〕</small>	第5号議案	第6号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛
株主提案	否	否	否	否	否	否

議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛
会社提案	否	否	否	否

会社提案・当社取締役会の意見に反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 <small>〔下の候補者を除く〕</small>	第4号議案 <small>〔下の候補者を除く〕</small>	第5号議案	第6号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛
株主提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛

議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛
会社提案	否	否	否	否



右記のような場合は**無効**となります
賛成、反対の両方に○を付けた場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 <small>〔下の候補者を除く〕</small>
会社提案	賛	賛	賛
株主提案	賛	賛	賛

！ ご注意事項

- 各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 第6号議案および第7号議案は競合する議案となりますので、双方に「賛」の表示がなされた場合は、いずれの議案においても、当該議決権行使は無効としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、スマートフォン等でもご利用することが可能です。

議決権行使期限

2019年6月26日(水) 午後6時受付分まで
議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

議決権行使サイト

ウェブ行使
<https://www.web54.net>

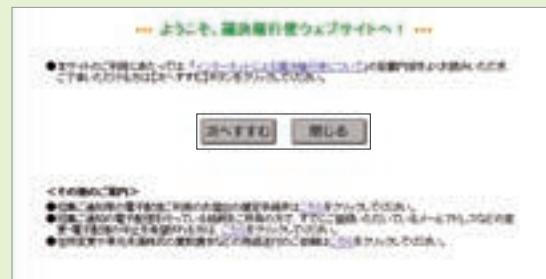


❗ ご注意事項

- ▶ インターネットにより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- ▶ 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ▶ 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

パソコンによるアクセス手順

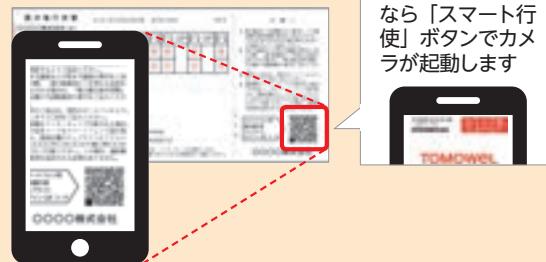
1 議決権行使サイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

「スマート行使」による方法

1 QRコードを読み取る

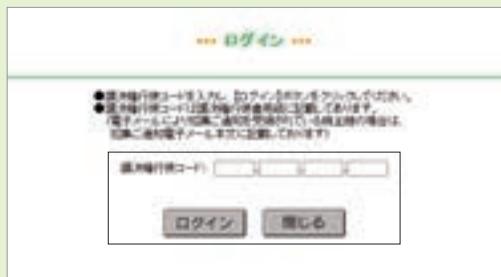


スマートフォン等のカメラを起動して、お手持の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

機関投資家の
皆様へ

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社「IC」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

2 議決権行使コードを入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

3 パスワードを入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し、「**次へ**」をクリック

以降は画面の入力案内にしたがって賛否をご入力ください。

2 議決権行使方法を選択



3 各議案の賛否を選択



「ネットで招集」と連携！議案の詳細についてはこちらをご覧ください。

画面の案内にしたがって行使完了となります。

※「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要で議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。この方法での議決権行使は1回に限ります。

※一度、議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

 0120-652-031

受付時間 午前9時～午後9時

その他のご照会

 0120-782-031

受付時間 午前9時～午後5時(土日休日を除く)

▶ 株主総会参考書類

議案および参考事項 <会社提案（第1号議案から第6号議案）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定的な利益の還元と、今後の経営諸施策を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきますたく存じます。

1. 期末配当金に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金50円といたします。
この場合の配当総額は、439,132,600円となります。なお、これにより年間配当金は中間配当金と合わせまして1株につき100円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日といたします。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 1,500,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 1,500,000,000円

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の事業展開に対応するため、現行定款第2条（目的）の事業の目的事項を追加・変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線部は変更部分）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(6) (条文を省略)	(1)～(6) (現行どおり)
(7) 情報および宣伝ならびにこれらの媒体およびソフトウェアの企画、編集、制作、販売	(7) 情報ならびにその媒体およびソフトウェアの企画、編集、制作、販売
(新 設)	<u>(8) 広告、宣伝の企画、制作ならびに広告代理業</u>
(新 設)	<u>(9) 他の事業者に係る事務業務の改善支援およびアウトソーシング受託業務</u>
(新 設)	<u>(10) 電子商取引に関するコンサルティング、システム構築、販売、運営および管理</u>
<u>(8)～(18)</u> (条文を省略)	<u>(11)～(21)</u> (現行どおり)

第3号議案

取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名全員が任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況 (2018年度)
1 再任	ふじもり 藤森 康彰	代表取締役社長	監査室、秘書室担当 17回/18回
2 再任	しみず 清水 市司	取締役専務執行役員	社長補佐兼情報コミュニケーション事業本部長兼トータルソリューションオフィス、生産統括本部、技術開発本部担当 18回/18回
3 再任	わたなべ 渡邊 秀典	取締役常務執行役員	経営企画本部長兼CSR本部、IT統括本部担当 18回/18回
4 再任	さとむら 里村 憲治	取締役常務執行役員	生活・産業資材事業本部長 14回/14回
5 再任	まつざき 松崎 広孝	取締役常務執行役員	情報セキュリティ事業本部長 14回/14回
6 再任	たかおか 高岡 美佳	独立役員 社外 取締役	16回/18回
7 再任	ないとう 内藤 常男	独立役員 社外 取締役	17回/18回



候補者番号 ふじ もり よし あき
1 藤 森 康 彰

再 任

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1949年5月20日生	12,000株	17回/18回	15年 (本総会終結時)

略歴、地位

1976年 4月	当社入社	2006年 6月	当社常務取締役
1998年 4月	当社法務部長	2010年 6月	当社専務取締役
2003年 4月	当社技術統括本部開発技術本部長兼法務部長	2011年 4月	当社専務取締役兼経理部長
2004年 4月	当社技術統括本部長	2011年 5月	当社専務取締役
2004年 6月	当社取締役技術統括本部長	2013年 6月	当社代表取締役社長 (現任)

担当

監査室、秘書室担当

取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、法務・知的財産部門、技術統括部門における要職を歴任し、現在では、業務執行の最高責任者である代表取締役社長としての経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号 し みず いち じ
2 清 水 市 司

再 任

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1954年1月26日生	6,410株	18回/18回	13年 (本総会終結時)

略歴、地位

1977年 4月	当社入社	2012年 6月	当社常務取締役
1998年 4月	当社包装事業部営業第二部長	2013年 4月	当社常務取締役L&I事業本部長
2002年 4月	当社包装事業部営業第一部長	2016年 6月	当社取締役常務執行役員L&I事業本部長
2004年 4月	当社包装事業部守谷工場長	2017年 4月	当社取締役常務執行役員生活・産業資材事業本部長
2006年 6月	当社包装事業部長	2018年 4月	当社取締役専務執行役員社長補佐兼事業統括
2006年 6月	当社取締役包装事業部長	2019年 4月	当社取締役専務執行役員社長補佐兼情報コミュニケーション事業本部長 (現任)

担当

トータルソリューションオフィス、生産統括本部、技術開発本部担当

取締役候補者とした理由

同氏は、主に生活・産業資材部門における要職を歴任し、生活・産業資材事業本部長を経て、取締役専務執行役員として社長を補佐するとともに、情報コミュニケーション事業本部長を務めており、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号 わた なべ ひで のり
3 渡 邊 秀 典

再 任

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1959年9月3日生	3,100株	18回/18回	8年 (本総会終結時)

略歴、地位

1982年 4月	株式会社第一勧業銀行入行	2011年 6月	当社取締役経理部長
2006年 3月	株式会社みずほコーポレート銀行 ALM部米州資金室長	2012年10月	当社取締役経理部長兼法務部長
2009年 4月	同行グローバルクレジット投資部長	2013年 4月	当社取締役経理部長
2011年 4月	当社入社	2014年 6月	当社取締役経営管理本部長
2011年 5月	当社経理部長	2016年 6月	当社取締役常務執行役員経営企画本部長 (現任)

担当

CSR本部、IT統括本部担当

取締役候補者とした理由

同氏は、経理部長、法務部長、経営管理本部長を歴任し、現在では、取締役 常務執行役員として経営企画本部長を務めるとともに、CSR本部やIT統括本部を担当しており、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号 さと むら けん じ
4 里 村 憲 治

再 任

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1955年6月17日生	3,000株	14回/14回	5年 (本総会終結時)

略歴、地位

1979年 4月	当社入社	2018年 4月	当社常務執行役員 生活・産業資材事業本部長兼包装事業部長
2004年 4月	当社包装事業部営業第一部長	2018年 6月	当社取締役常務執行役員 生活・産業資材事業本部長兼包装事業部長
2008年10月	当社包装事業部守谷工場長	2019年 4月	当社取締役常務執行役員 生活・産業資材事業本部長 (現任)
2011年 1月	当社L&I事業部副事業部長		
2012年 6月	当社取締役L&I事業部長		
2013年 4月	当社取締役包装事業部長		
2016年 6月	当社上席執行役員包装事業部長		

重要な兼職の状況

PT Arisu Graphic Prima 代表コミサリス
 PT Arisu Indonesia 代表コミサリス

取締役候補者とした理由等

同氏は、主に生活・産業資材部門における要職を歴任し、現在は、取締役 常務執行役員として生活・産業資材事業本部長を務めており、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後は当社の経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号 まつ さき ひろ たか

5 松 崎 広 孝

再 任

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1961年5月8日生	1,600株	14回/14回	1年（本総会終結時）

略歴、地位

1984年 4月	当社入社	2017年 4月	当社上席執行役員 情報コミュニケーション事業本部副事業本部長
2006年 4月	当社第一事業部第一営業本部営業第二部長	2018年 4月	当社常務執行役員情報セキュリティ事業本部長
2009年 4月	当社出版情報事業部第一営業本部長	2018年 6月	当社取締役常務執行役員 情報セキュリティ事業本部長（現任）
2013年 6月	当社出版情報事業部長		
2016年 6月	当社上席執行役員出版情報事業部長		

取締役候補者とした理由

同氏は、主に情報コミュニケーション部門における要職を歴任し、現在は、取締役 常務執行役員として情報セキュリティ事業本部長を務めており、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後は当社の経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号 たか おか み か

6 高 岡 美 佳

再 任

独立役員 社 外

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1968年6月19日生	0株	16回/18回	4年（本総会終結時）

略歴、地位

2001年 4月	大阪市立大学経済研究所助教授	2011年 5月	株式会社ファミリーマート（現ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社） 社外監査役（現任）
2002年 4月	立教大学経済学部助教授	2014年 5月	株式会社TSIホールディングス社外取締役（現任）
2006年 4月	立教大学経営学部助教授	2014年 6月	株式会社モスフードサービス社外取締役（現任）
2007年 4月	立教大学経営学部准教授	2015年 6月	当社社外取締役（現任）
2009年 4月	立教大学経営学部教授（現職）	2018年 6月	SGホールディングス株式会社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

立教大学経営学部教授
 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社 社外監査役
 株式会社TSIホールディングス 社外取締役
 株式会社モスフードサービス 社外取締役
 SGホールディングス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、大学教授として経営学等の専門的な知識を有しており、また、当社ならびに他社の社外役員を務めるなど、豊富な経験と知見を有しております。こうした豊富な経験に基づく、業務執行を行う取締役から独立した客観的な立場からの有益な意見や指摘は当社にとって貴重であり、当社の社外取締役に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。



候補者番号 ない とう つね お
7 内 藤 常 男

再 任

独立役員 社 外

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1949年5月17日生	0株	17回/18回	3年（本総会終結時）

略歴、地位

1972年 4月	住友商事株式会社入社	2004年 4月	同社執行役員物流保険事業本部長
1996年 1月	株式会社エス・シー・エー・タバコ 代表取締役専務営業本部長	2006年 4月	住商グローバル・ロジスティクス株式会社 代表取締役社長
2000年 4月	住友商事株式会社農水産本部嗜好品事業部長	2009年 4月	千葉共同サイロ株式会社代表取締役社長
2000年 8月	同社物流保険事業本部物流保険総括部長	2016年 6月	当社社外取締役（現任）
2001年 4月	同社物流保険事業本部物流企画営業部長		

社外取締役候補者とした理由

同氏は、複数の事業法人において企業経営に携わった実績があり、それにより培われた豊富な経験と知見を有しております。こうした豊富な経験に基づく、業務執行を行う取締役から独立した客観的な立場からの有益な意見や指摘は当社にとって貴重であり、当社の社外取締役に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高岡美佳および内藤常男の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、両氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
3. 取締役（業務執行取締役等である者を除く）との責任限定契約
 当社は高岡美佳および内藤常男の両氏との間で定款第31条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、法令が定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認可決された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 高岡美佳氏は、2011年5月より株式会社ファミリーマート（現ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社）の社外監査役に就任し現在に至っておりますが、同社は、2016年8月25日に公正取引委員会より、下請法に基づく勧告を受けております。同氏は、事前には当該違反行為を認識しておりませんでした。平素から取締役会等において、法令遵守を徹底するよう発言を行っており、また、当該違反行為判明後は、原因究明および再発防止策等に関して助言、意見表明を行うなど、その職責を果たしております。

第4号議案

監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役4名全員が任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

しお

ざわ

みき

ひこ

塩澤幹彦

再任

生年月日	所有する当社の株式数	出席回数		在任期間
		取締役会	監査役会	
1958年3月6日生	700株	14回/14回	10回/10回	1年(本総会終結時)

略歴、地位

1980年 4月 当社入社
2014年 6月 当社経理部長

2018年 4月 当社経理部勤務
2018年 6月 当社監査役(現任)

監査役候補者とした理由

同氏は、財務および会計部門に長く携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、監査役として、客観的かつ中立的な立場で取締役の業務執行を監督しており、今後も監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査役候補者といいたしました。



候補者番号 ふ せ みつ ひろ
2 布 施 光 浩

新 任

生年月日	所有する当社の株式数	出席回数		在任期間
		取締役会	監査役会	
1957年4月22日生	800株	-	-	-

略歴、地位

1980年 4月 当社入社	2008年 4月 当社関西事業部長
2003年 4月 当社第三事業部営業本部第三部長	2011年 4月 当社監査部長
2006年 6月 当社第三事業部営業本部第一部長	2013年 6月 当社マネジメントシステム推進部長
2007年 4月 当社ビジネスメディア事業部営業本部第一部長	2018年 4月 共同印刷健康保険組合常務理事(現任)

監査役候補者とした理由

同氏は、情報セキュリティ部門を中心とした事業部門や監査・内部統制部門に長く携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらを当社の監査に活かし、客観的かつ中立的な立場で取締役の業務執行を監督できると判断し、監査役候補者いたしました。



候補者番号 とく おか たか き
3 徳 岡 卓 樹

再 任

独立役員 社 外

生年月日	所有する当社の株式数	出席回数		在任期間
		取締役会	監査役会	
1952年10月10日生	0株	18回/18回	14回/14回	4年(本総会終結時)

略歴、地位

1981年 4月 弁護士登録 プレークモア法律事務所 入所	1996年 3月 日本イーライリリー株式会社社外監査役
1989年 1月 野村證券株式会社出向	2015年 6月 当社社外監査役(現任)
1993年 3月 日本リーバ株式会社社外監査役	2018年 2月 東京丸の内法律事務所入所

社外監査役候補者とした理由

同氏は、過去において社外監査役以外の方法で企業経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しております。これらを当社の監査に活かし、客観的かつ中立的な立場で取締役の業務執行を監督しており、今後も監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。



候補者番号 ふ る た に ま さ ひ こ
4 古 谷 昌 彦

新 任

独立役員 社 外

生年月日	所有する当社の株式数	出席回数		在任期間
		取締役会	監査役会	
1957年9月24日生	0株	-	-	-

略歴、地位

1980年 4月	株式会社第一勧業銀行入行	2009年 4月	同行常務執行役員
1998年 6月	マサチューセッツ工科大学経営学修士課程修了	2011年 4月	同行常務取締役
2003年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行 アジア業務管理部長	2012年 4月	アメリカンファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス (アメリカンファミリー生命保険会社) 日本支社専務執行役員
2006年 3月	株式会社みずほ銀行 コーポレートファイナンス部長	2013年 7月	同社副社長
2007年 4月	同行執行役員 コーポレートファイナンス部長	2015年 6月	株式会社データ・キーピング・サービス 副社長執行役員
		2016年 1月	同社代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社データ・キーピング・サービス代表取締役社長

社外監査役候補者とした理由

同氏は、金融業界において経営に携わった経験を有し、また、現在は事業法人の社長として、豊富な経験と幅広い知見を有しており、客観的かつ中立的な立場で取締役の業務執行を監督できると判断し、社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 徳岡卓樹および古谷昌彦の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。また、両氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。
3. 当社は、徳岡卓樹氏との間で定款第42条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、法令が定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認可決された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。また、古谷昌彦氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

補欠監査役である伊藤哲郎氏から、本定時総会開始の時をもって補欠監査役を辞退したいとの申し出がありましたので、第138期定時株主総会の決議に基づき、監査役会の同意を得て、本定時株主総会開始の時をもって同氏の補欠監査役選任の取消しを行う旨、取締役会で決議いたしました。

つきましては、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任された補欠監査役につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議により、その選任を取消することができるものとさせていただきます。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

くもん たかし
公文 敬

生年月日	所有する当社の株式数
1949年9月23日生	0株

略歴、地位

1973年 4月	株式会社第一勧業銀行入行	2004年10月	みずほ総合研究所株式会社調査本部上席理事
1985年 1月	DKBインターナショナル・リミテッド（ロンドン） 総務部長	2009年 5月	株式会社タカキュー社外監査役
1988年12月	ドイツ第一勧業銀行副社長	2009年 6月	当社社外監査役（現任）
1996年 6月	株式会社第一勧業総合研究所取締役調査本部副本部長	2015年 6月	大成温調株式会社社外監査役
2002年 7月	株式会社みずほ銀行調査部長	2016年 6月	同社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

大成温調株式会社 社外取締役

- (注) 1. 公文敬氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 公文敬氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 公文敬氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、銀行業界で培われた専門的な知識や豊富な経験を、社外監査役に就任された場合に当社の監査業務に活かしていただくためであります。
4. 公文敬氏が社外監査役に就任した場合には、定款第42条の規定に基づき、当社との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結する予定であります。
5. 公文敬氏は、当社の現任の社外監査役であり、社外監査役に就任してから本総会終了の時をもって10年となります。

第6号議案

当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、2007年6月28日開催の第127期定時株主総会による承認を受けて設定された当社の定款第13条の規定に基づき、同定時株主総会において株主の皆様よりご承認を得て、当社の企業価値の向上および株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株式の大量買付行為への対応策を導入いたしました。さらに、同対応策は、2016年6月29日開催の第136期定時株主総会において株主の皆様よりご承認をいただき、更新されております（当該更新後の当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を、以下本議案において「旧プラン」といいます。）。

旧プランの有効期間は、2019年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであり、本総会の終結の時をもって満了となります。

当社は、2019年5月15日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを下記のとおり一部修正して更新することを決定いたしました（当該4度目の更新後の当社の買収防衛策を、以下本議案において「本プラン」といいます。）。

つきましては、株主の皆様のご意思を適切に反映するため、当社定款第13条の規定に基づき、本プランに従って新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただくことを通じて、本プランの更新についてご承認をお願いするものであります。

記

当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）

I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しています。こうした大量買付の中には、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、さまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならぬと考えております。従いまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、企業価値の向上および株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記 I の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、上記 I の基本方針の実現に沿うものと考えております。また、この取組みは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1. 経営理念・経営ビジョンについて

当社は、明治・大正期の出版文化を築いた博文館の印刷工場として1897年に創業しました。以来、印刷事業を通じて文化の発展に貢献するという企業精神は、今日まで脈々と受け継がれております。受注産業としてお客様の声を大切にし、お客様のニーズの変化に柔軟かつ積極的に対応することにより、出版・商業印刷を中心とする情報系事業から生活・産業資材にまで幅広く事業領域を拡大し、現在の総合印刷業としての地位を確立いたしました。

当社の企業価値の源泉は、長い歴史の中で築き上げてきたお客様との信頼関係、お客様のニーズを形にするための高い技術とノウハウを持つ従業員、そして株主・取引先や地域社会等の皆様からの継続的なご支援です。当グループは、経営理念「印刷事業を核に生活・文化・情報産業として社会に貢献する」の実現に向けてグループ経営ビジョンを制定しております。その中で「誠実なコミュニケーションと市場をリードする技術力でおお客様の思いをカタチにし、新たな価値を創出し続ける企業グループ」を将来ありたい姿として掲げ、お客様と共に成長する企業グループとして邁進していく決意を表明しております。

営業・製造・技術・管理などあらゆる部門で働く従業員ひとり一人が「お客様第一」の視点に立ち、企画提案力と独自技術、徹底した品質管理に支えられた付加価値の高い製品・サービスを幅広い業界のお客様に提供し続けることで、顧客満足度を向上させるとともに、市場での評価を高め、当社をめざす真に豊かな未来の実現に取り組んでまいります。

2. 中期経営計画に基づく企業価値向上の取組み

当グループの事業は主に、出版印刷、パンフレットやカタログなどの一般商業印刷、ビジネスフォームなどの業務用印刷から成る情報系事業と、チューブやカートンなどのパッケージ類や吸湿フィルムなどの高機能製品を扱う生活・産業資材系事業により構成されております。インターネットの発達や電子メディアの普及により、印刷会社に求められるものは印刷物の製造だけでなく、お客様の業務に対するソリューションへと広がりをみせております。パッケージ類に関しても、安全性向上やユニバーサルデザインなどの観点から、より機能的な包材が求められるようになっております。

このような中、当社および当グループは、新たに制定した2018年度をスタートとする10年後のありたい姿を示した経営ビジョンの実現に向けて「2018~2020年度中期経営計画」を策定いたしました。これを第 I 期と位置づけ、次のとおり、事業基盤の強化に軸足を置いた施策へ注力するとともに、数値目標の達成をめざしてグループ一丸となって事業活動を進めてまいります。

<主要戦略>

		主要戦略	具体的な施策例
売上高拡大をめざすための施策	情報系事業	○販促支援や業務支援に向けたソリューション提案の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・外部とのアライアンスを活用したクロスセル拡大やソリューションサービスの共同開発 ・法人プリペイドカード事業の推進
		○業界トップクラスのセキュリティ環境を活かしたBPOの提案活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・官公庁、地方自治体、金融機関への取組み強化による受注拡大 ・医療、ヘルスケア分野への積極的参入
	生活・産業資材系事業	○リキッドパッケージへの注力による軟包装事業の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・食品分野を中心としたTパウチやハンディキューブの拡販※
		○東南アジア市場の開拓によるチューブ事業の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ジャカルタ工場の新設によるラミネートチューブ製品の生産体制拡充
効率向上に向けた構造改革施策		○高機能フィルムの機能と用途の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品包材、電子部品用途での受注拡大
		○新規市場開拓による医薬・産業資材事業の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・共印商貿（上海）有限公司を通じた中国市場での拡販
		○印刷市場規模の変化に合わせた柔軟な営業・製造体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル印刷機・加工ライン導入による小ロット、バリエーション印刷への対応※
従業員満足度向上のための施策		○AI、IoT等の新しい技術を活用した効率性および生産性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・RPA導入による業務効率化 ・各工場のスマート化へ向けた生産工程の自動化、省力化の推進
従業員満足度向上のための施策		○働き方改革の実行と人材育成プランの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革の施策立案・推進を専門に行う部署の新設
企業価値向上のための施策		<ul style="list-style-type: none"> ○ROE、EBITDAの向上をめざし積極的かつ効率的な投資を実行 ○配当性向30%以上を目標とするほか、状況に応じた自社株買いを検討 	

※ 「Tパウチ」は、開封のしやすさと安全性を高めた液体・粘体用小袋をいいます。「ハンディキューブ」は、食品から化学用品まで各種用途に使用できる、中容量向けのフレキシブルコンテナをいいます。

※ 「バリエーション印刷」は、個々の情報に基づいて文字や画像など内容を変えて印刷を行うことをいいます。

以上のほか、情報系事業では、共同日本写真印刷(株)を窓口とした一般商業印刷分野の受注拡大やデジタルコンテンツ関連の受注拡大、デジタルコミック書店「ソク読み」販売力強化、マンガを中心とした海外への著作権販売拡大等にも併せて注力いたします。

また、生活・産業資材系事業では、共同印刷ベトナム、インドネシアのArisu社によるラミネートチューブの海外売上高の拡大とともに、国内トップシェアを誇る歯磨き用チューブの安定供給、化粧品分野への提案強化による国内でのチューブ事業拡大も一層推進してまいります。

<2018~2020年度中期経営計画 連結経営目標数値>

	売上高	営業利益	経常利益	ROE	EBITDA※
2020年度目標	1,080億円	35億円	42億円	5.0%	100億円

※EBITDA=営業利益+受取利息・配当金+減価償却費+のれん償却費で計算。

以上の諸施策を着実に実行することが、当社における企業価値の拡大、株主共同の利益の向上に資するものと考えております。過去にとらわれない柔軟で合理的な思考と変革の視点で、印刷にとどまらない領域へ事業を拡大するとともに収益性と成長性を向上させ、中期経営計画の達成に向けて全力で取り組んでまいります。

3. コーポレート・ガバナンス強化に向けた取組み

当社は、企業価値および株主共同の利益を持続的に向上させるためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実させることが重要であると考えております。

役員については、取締役のうち2名を社外取締役、監査役のうち2名を社外監査役とし、社外取締役・社外監査役の4名全員を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。これら独立社外取締役および独立社外監査役で構成される「独立役員連絡会」を設置し、コーディネーターを常勤監査役が務めることで、経営情報を共有するとともに独立役員間の連携強化を推進しております。半期に一度、社長・独立役員および常勤監査役による意見交換会を開催することで、さらなるコミュニケーションの強化を図っております。

また、独立社外取締役の適切な関与と助言を得る仕組みを確保するため「指名報酬委員会」を設置しております。「指名報酬委員会」は、取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役としております。当該委員会では、取締役会から経営陣の選解任や報酬等の重要な事項に関する諮問を受けて審議を行い、取締役会はその答申を尊重することで、決定手続の客観性・透明性の向上に努めております。

定例取締役会は月1回開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督を行っております。取締役の任期については、経営責任を明確化し株主による信任の機会を適切に設けるため、1年としております。取締役会の開催にあたっては、十分な審議時間がとれるよう会日に先立って資料を配付し、社外役員に対しては必要に応じて事前説明を行うこととしております。なお、継続的に取締役会の実効性向上を図るため、年に1度取締役会のあり方について取締役及び監査役による自己評価および議論を行う機会を設けております。

業務執行体制に関しては、取締役会の決定に基づく執行役員制度を導入しております。常務執行役員以上を中心に構成される経営執行会議を週1回開催することで、意思決定における審議の機動性を高めております。また、経営執行会議を補完する機関として戦略会議を設置し、経営課題や経営戦略に関しての情報共有および議論を行っております。

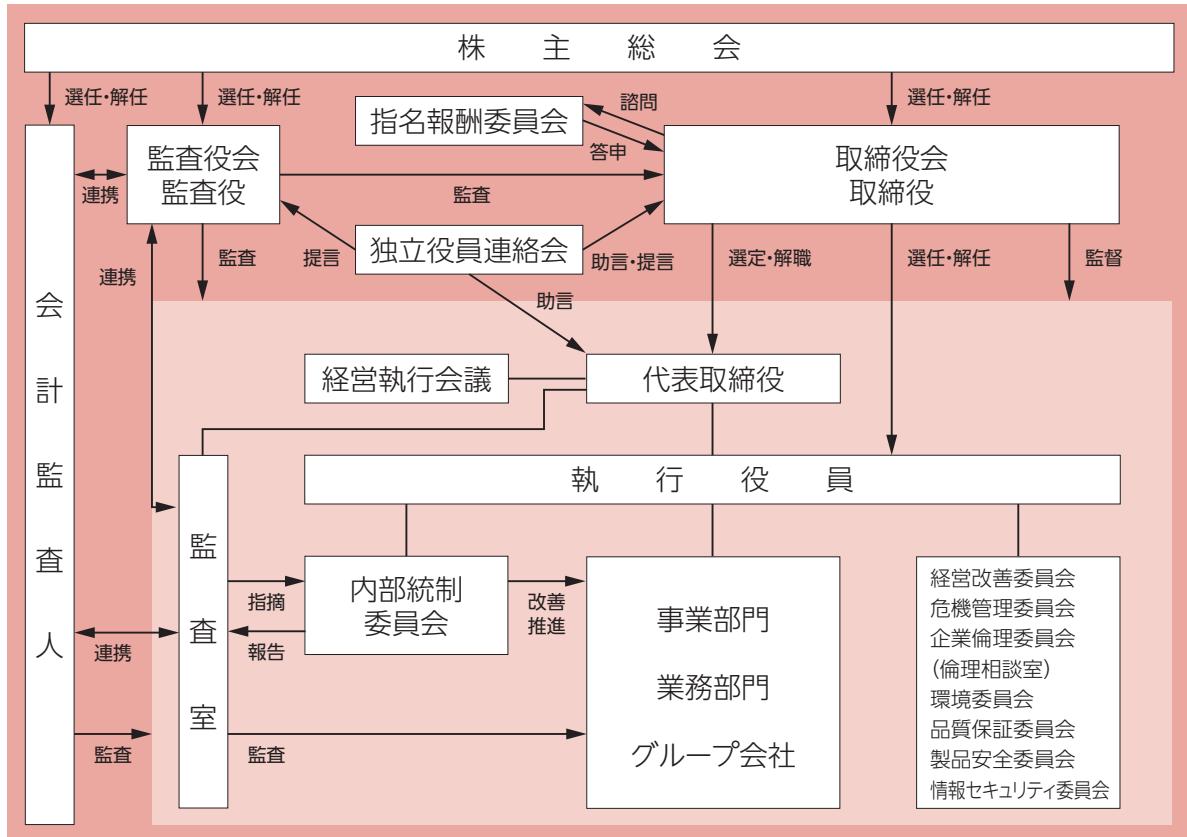
経営リスクへの対処については、法改正等の動きや経営環境の変化に十分留意しながら、各種の社内規程や組織体制を整備しております。全社的な重要課題に対しては、「企業倫理委員会」「内部統制委員会」「経営改善委員会」「環境委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などの各種委員会を設け継続的な活動を行っております。

当社は監査役会設置会社として2名の社外監査役を含む4名の監査役による監査体制を採用しております。月1回の定例監査役会を開催するほか、取締役会、その他重要な会議への出席や重要書類の閲覧などを通じて取締役の職務執行の監査と経営に関する助言を行うとともに、必要に応じて取締役および使用人に対して業務の執行状況に関する報告を求めています。

内部監査については、独立部門として設置された監査室が行っております。監査室はグループ会社を含む各部門を対象に、法令および社内規程の遵守状況や業務の適正性等に関する監査をテーマごとに順次行っております。監査後の改善状況の確認については、半年から1年後にフォローアップ監査を実施しております。監査室、監査役会および会計監査人は、定期的な情報交換・意見交換を通じて連携を保持しております。

以上のような体制をとることで監査機能の強化を図り、経営の健全性、透明性を確保しております。今後も機動的な取締役会運営と効率的で迅速な業務執行を心掛け、一層のコーポレート・ガバナンス強化に努めてまいります。

(コーポレート・ガバナンス体制図)



4. 株主の皆様への利益配分についての基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益配分につきましても経営の最重要課題の一つとして位置づけております。株主の皆様への経営成果の還元はもちろん、企業体質の強化および将来の事業展開に必要な内部留保の充実などを勘案しつつ、適正な利益配分に努めております。具体的には、配当性向30%以上を目標におきながら業績に応じた配当政策を実施してまいります。また、内部留保資金は、将来の企業価値向上に必要な資金として、市場ニーズに応えるための有効な投資や、コスト改革・環境対応など持続的な成長を見据えた投資に充ちたいします。自己株式の取得につきましても、成長への投資や財務体質を考慮に入れながら、1株当たりの株主価値向上とROE向上を目的として機動的な実施を検討してまいります。

5. その他の取組み

(1) コンプライアンス体制の強化

- ・法令違反や企業倫理綱領に反する行為の早期発見と是正のため、内部通報窓口として「倫理相談室」を設置するとともに、職場でのトラブルや悩みなどの相談・通報を匿名でも受け付ける外部相談窓口「職場のヘルプライン」を設け、公正で透明性のある内部通報制度の運営に努めております。
- ・全グループ役員・従業員に向けたコンプライアンス教育を定期的に行っているほか、接待や贈答における全社統一の運用基準を作成し、新たに運用システムを構築するなどグループ全体のコンプライアンス意識向上・体制強化を図っております。

(2) 各種マネジメントシステムの推進

- ・経営目標の達成を支える全社的な仕組みとして、各種マネジメントシステムへの取組みも推進しています。情報セキュリティの面においては、昨今の企業に対するサイバー攻撃の高度化を受け、情報機器特有のインシデントに対応する専門組織として2017年に組織内CSIRT※を設立いたしました。これまでの情報セキュリティ体制と連携しながら、不測の事態への事前準備も含めた包括的な対策を検討・実施しております。

(外部認証取得状況)

ISO9001	各工場（小田原、相模原、和歌山、鶴ヶ島、川島）
ISO14001	共同印刷(株)
ISO27001 情報セキュリティマネジメントシステム	ビジネスメディア事業部 製造本部
ISO22301 事業継続マネジメントシステム	ビジネスメディア事業部（小石川）・各工場（鶴ヶ島・川島）
プライバシーマーク	共同印刷(株)
FSC®COC 認証	本社オフィス・各工場（五霞、鶴ヶ島、川島、守谷第一）

※ CSIRTは、組織内の情報セキュリティ問題を専門に扱う対応チームをいいます。

(3) 健康経営に向けて

- ・健康経営への取組みについても重要な経営課題として位置づけ、2018年7月に「グループ健康経営宣言」を策定いたしました。現在、「健康経営優良法人2019～ホワイト500～」に認定されています。

(4) SDGs※への対応

- ・当グループでは、「①地方創生や地域活性化の支援事業」「②医薬包材など高機能製品の開発と提供」などの取組みを通じて国際目標の達成に貢献しています。
 - ・①では、地方の事業者支援を推進する多様な企業との連携強化によって地域への誘客促進・着地型消費を実現し、地域事業者や地域経済に好循環をもたらすことを目指しています。
 - ・②では、モイストキャッチやオキシキャッチを活用し、薬の安定性と飲みやすさを高めるとともに、医薬品の長寿命化によって環境負荷を削減する役割を果たしています。
 - * ①の取組みは、SDGs目標8「働きがいも経済成長も」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」②の取組みは、SDGs目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標12「つくる責任つかう責任」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」に貢献するものです。
- ※ SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの持続可能な開発目標をいいます。

これからも当グループは、様々な事業やこれらの取組みを通じて企業の社会的責任を積極的に果たし、企業価値の継続的な向上をめざしてまいります。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 企業価値の向上および株主共同の利益の実現

(1) 企業価値の向上および株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上および株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として株式の大量買付行為（下記2（3）①で定義されます。以下同じとします。）を強行するといった動きも見受けられます。

もとより株式の大量買付行為は、たとえそれが対象である企業の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該企業の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値および株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値の向上を通じて、株主の皆様の利益に繋がるものであることを確信しております。当社株式の大量買付者（下記2（3）①で定義されます。以下同じとします。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることとなります。

(2) 本プラン更新の必要性

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいております。従って、当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様適切に判断していただき、当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。

さらに、株主の皆様にとっても、大量買付行為が当社に与える影響や、当社のお客様、取引先、従業員その他ステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大量買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画などの内容に関する情報は、当社株式の継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大量買付行為に対する意見を開示し、必要に応じ代替案を提示することにより、株主の皆様は、双方の方針、意見などを比較考量することで、当該大量買付行為に関する提案に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

当社は、このような考え方に立ち、旧プランに所要の修正を加えた上で、以下のとおり本プランとして更新することを決定いたしました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、ならびに大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの更新手続

旧プランは、2007年6月28日開催の当社第127期定時株主総会による承認を受けて設定された当社現行定款第13条に基づき、2016年6月29日開催の当社第136期定時株主総会による承認を得たものであり

ますが、本プランの更新についても、株主の皆様のご意思を適切に反映するため、同条の規定に基づき、本総会における決議によるご承認をいただくことを条件とします。

(3) 本プランの発動に係る手続

①対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社の株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、

- i. 当社の株券等¹の保有者²が保有³する当社の株券等に係る株券等保有割合⁴の合計
- ii. 当社の株券等⁵の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有⁶しまたは所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者⁷が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合⁸の合計

のいずれかが、20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為またはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有者をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下 ii において同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

②本プランの開示および大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランを株式会社東京証券取引所の規則に従って開示するとともに、当社のホームページ (<https://www.kyodoprinting.co.jp/>) に本プランを掲載しております。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を、大量買付者

から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領後またはその後の追加情報受領後10営業日以内に行うこととします。

- a. 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- b. 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- c. 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うこと。その他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法および内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類および数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- d. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）の概要
- e. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- f. 大量買付行為後の当グループの経営方針、経営者候補（当社および当グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- g. 大量買付行為後の当グループの従業員、取引先、顧客その他の当グループに係る利害関係者の処遇方針
- h. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- i. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連性が存在する場合にはその内容
- j. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、

また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、直ちに株主の皆様等に開示いたします。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に対する情報開示を行います。

③当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨ならびに下記の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を法令および株式会社東京証券取引所の規則に従って適時・適切に行います。当社取締役会は、原則として、当該大量買付者による大量買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株券等の買付け等の場合には大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内、その他の方法による場合は90日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時・適切に株主の皆様が開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該延長の具体的期間およびその延長が必要とされる理由を、大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を法令および株式会社東京証券取引所の規則に従って適時・適切に行います。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合は、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

④独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必

要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。

独立委員会は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。本プラン更新時の独立委員会の委員には、高岡 美佳氏、内藤 常男氏、徳岡 卓樹氏および古谷 昌彦の合計4名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙1「独立委員会委員の氏名および略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙2「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適時・適切に株主の皆様等に対する情報開示を行います。

⑤対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様等に対する情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

⑥対抗措置の発動の条件

i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行いまたは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- a. 高値買取要求を狙う買収である場合
- b. 重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなど、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- c. 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- d. 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- e. 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
- f. 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- g. 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- h. 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- i. 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
 - (i) 当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合

理的に推認される場合

- (ii) 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値および株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないかまたはそのおそれがあると判断される買収である場合

⑦当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i または ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過または当社取締役会から不発動決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動または中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙3「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。

本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して、1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。ただし、特定株式保有者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得す

ることも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時・適切に株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会の終結の時から2022年6月開催予定の2022年3月期に係る当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を踏まえた上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは2019年5月15日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

また、2022年3月期に係る当社定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続の可否、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

3. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②に記載の手続により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に

従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様と与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、特定株式保有者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様振替口座に当社普通株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受けられる可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続等

①本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項ならびに株主自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されることとなります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点に、ご注意ください。

②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆

様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者またはその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会において決定された後、株主の皆様に対して開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

IV 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

当社取締役会は、本プランが、以下の理由により、上記Ⅰの基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

2. 企業価値および株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上することを目的として更新されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、更新にあたり株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として更新されます。上記Ⅲ2（2）記載のとおり、本総会において本議案をお諮りし、本議案が承認されない場合、本プランは更新されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。従って、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ2(3)④に記載のとおり、本プランの更新にあたり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時・適切に株主の皆様等に対する情報開示を行うこととされており、当社の企業価値および株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されています。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ2(3)に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6. 独立した地位にある第三者の助言の取得

本プランは、上記Ⅲ2(3)③および⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ2(5)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができます。従って、本プランはその発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(別紙1)

独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン更新当初の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

高岡 美佳 (たかおか みか)

略歴：2001年4月 大阪市立大学経済研究所助教授
 2002年4月 立教大学経済学部助教授
 2006年4月 立教大学経営学部助教授
 2007年4月 立教大学経営学部准教授
 2009年4月 立教大学経営学部教授（現任）
 2011年5月 株式会社ファミリーマート社外監査役（現任）
 2014年5月 株式会社TSIホールディングス社外取締役（現任）
 2014年6月 株式会社モスフードサービス社外取締役（現任）
 2015年6月 当社社外取締役（現任）
 2018年6月 SGホールディングス株式会社社外取締役（現任）

内藤 常男 (ないとう つねお)

略歴：1972年4月 住友商事株式会社入社
 1996年1月 株式会社エス・シー・エー・タバコ代表取締役専務営業本部長
 2000年4月 住友商事株式会社農水産本部嗜好品事業部長
 2000年8月 同社 物流保険事業本部物流保険総括部長
 2001年4月 同社 物流保険事業本部物流企画営業部長
 2004年4月 同社 執行役員物流保険事業本部長
 2006年4月 住商グローバル・ロジスティクス株式会社代表取締役社長

2009年4月 千葉共同サイロ株式会社代表取締役社長

2016年6月 当社社外取締役（現任）

徳岡 卓樹 (とくおか たかぎ)

略歴：1981年4月 弁護士登録ブレイクモア法律事務所入所
 1989年1月 野村證券株式会社出向
 1993年3月 日本リーバ株式会社社外監査役
 1996年3月 日本イーライリリー株式会社社外監査役
 2015年6月 当社社外監査役（現任）
 2018年2月 東京丸の内法律事務所入所

古谷 昌彦 (ふるたに まさひこ)

略歴：1980年4月 株式会社第一勧業銀行入行
 1998年6月 マサチューセッツ工科大学経営学修士課程 修了
 2003年4月 株式会社みずほコーポレート銀行アジア業務管理部長
 2006年3月 株式会社みずほ銀行コーポレートファイナンス部長
 2007年4月 同行 執行役員コーポレートファイナンス部長
 2009年4月 同行 常務執行役員
 2011年4月 同行 常務取締役
 2012年4月 アメリカンファミリー ラーフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス（アメリカンファミリー生命保険会社）日本支社 専務執行役員
 2013年7月 同社 副社長
 2015年6月 株式会社データ・キーピング・サービス副社長執行役員
 2016年1月 同社 代表取締役社長（現任）
 2019年6月 当社社外監査役就任予定

(別紙2)

独立委員会規則の概要

第1条 当社は、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という。）の導入・更新に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。

第2条 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。

- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となっていない者
- ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役等の一定範囲の親族でない者
- ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役または監査役等となったことがない者
- ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役または監査役等でない者
- ⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
- ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象と

する研究者またはこれらに準ずる者)

- 2 委員の選任および解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 委員の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとする。

第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。

- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
- ② 買付提案の内容が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するか否かの決定ならびに対抗措置の発動または不発動
- ③ 対抗措置の中止
- ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
- ⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第5条 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護

士、公認会計士その他の専門家を含む。)の助言を得ることができる。

第6条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第7条 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役

1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第8条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

(別紙3)

新株予約権の要項

1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類および数

- ① 新株予約権の目的である株式の種類
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的である株式の数
新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株以下で当社取

締役会が定める数とする。

ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

- ① 当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。
 - ② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
6. 新株予約権の払込金額
無償とする。
7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

8. 新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、

I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計

II 当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有しまたは所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計

のいずれかが、20%以上となる者をいう。

b. a. Iにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a. IIにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。

c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。

d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。

e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。

f. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。

g. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

h. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。

② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、もしくはその特別関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値および株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めたと者は、これに該当しないこととする。）

③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

④ 各新株予約権の一部行使はできないものと

- する。
10. 当社による新株予約権の取得
 - ① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。
 - ② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。
 11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使
当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。
 12. 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。
 13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付およびその条件
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。
 14. 新株予約権証券の不発行
新株予約権証券は、発行しない。
 15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。
 16. 新株予約権の行使請求および払込みの方法
新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項ならびに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類ならびに会社法、金融商品取引法およびその関連法規（日本証券業協会および本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。
 17. 新株予約権行使の効力発生時期等
新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書および添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。
 18. 法令の改正等
新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勸案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以上

(ご参考)

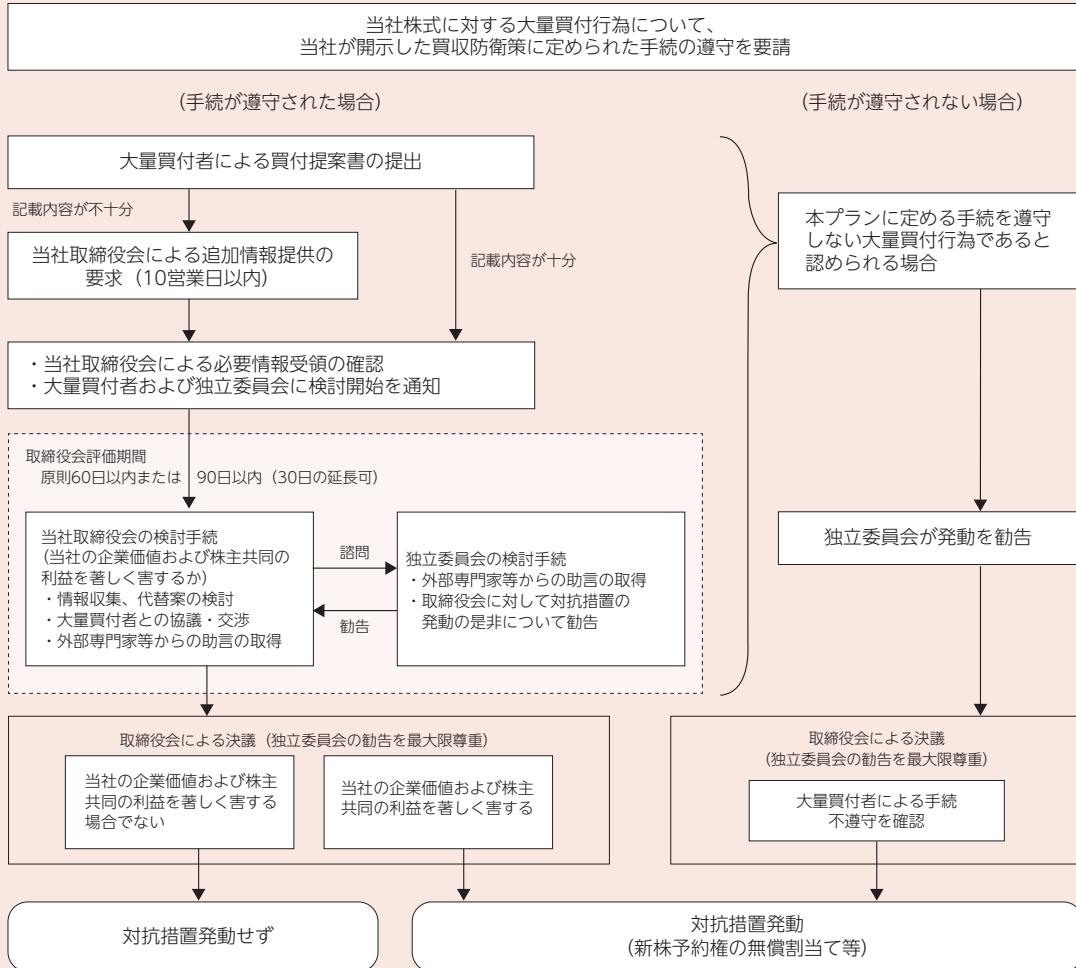
I 当社株式の状況 (2019年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 36,080,000株
2. 発行済株式総数 8,782,652株 (自己株式237,348株を除く)
3. 株主数 4,643名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資の状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,244	14.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・DIC株式会社口)	854	9.73
東京インキ株式会社	583	6.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	295	3.36
株式会社みずほ銀行	283	3.22
東洋インキSCホールディングス株式会社	216	2.47
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	211	2.40
朝日生命保険相互会社	200	2.28
共同印刷従業員持株会	180	2.06
三井住友信託銀行株式会社	148	1.69

II 大量買付行為開始時のフローチャート

当社株式の大量買付行為開始時のフローチャート（事前警告型）



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

< 株主提案（第7号議案から第10号議案） >

第7号議案

当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）の件

1 議案の要領

2007年6月28日開催の第127期定時株主総会の決議により導入し、第130期、第133期及び第136期各定時株主総会の決議により更新した「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）の有効期間が本定時株主総会の終結の時までとなっているところ、本プランの有効期間満了をもって、本プランを継続せず廃止する。

2 提案の理由

金融商品取引法による株券等の取得に関する規制が浸透し、株主が適切な判断をするための必要な情報や時間を確保する本プランの導入目的も一定程度担保されるようになったこと、及びコーポレートガバナンス・コードの浸透等、買収防衛策をめぐる近時の外部環境が本プラン導入時とは変化したことなど、当社を取り巻く経営環境は変化しており、当社の企業価値の向上を進める上で、本プランを継続することの意義が低下していると考えます。実際、買収防衛策の導入企業は減っており、ピーク時に比べて3割減少しています（平成30年5月18日付け日本経済新聞〔朝刊〕）。また株式市場は買収防衛策を廃止する企業を評価しているとの指摘もされています（平成30年5月25日付け日本経済新聞〔朝刊〕）。

【当社取締役会の意見】

反 対

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社取締役会は、当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。しかしながら、当該買付提案が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様に適切に判断していただき、当該買付提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、株主の皆様にとっても、当該買付提案が当社に与える影響や、当社のお客様、取引先、従業員その他ステークホルダーとの関係性についての方針を含む、大量買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画などの内容に関する情報は、当社株式の継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。さらに、当社取締役会が大量買付行為に対する意見を開示し、必要に応じ代替案を

提示することにより、株主の皆様は、双方の方針、意見などを比較考量することで、当該買付提案に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

上記のような考えの下、当社は、2007年6月28日開催の第127期定時株主総会において株主の皆様よりご承認を得て、当社株式の大量買付行為への対応策を導入いたしました。さらに、同対応策は、2016年6月29日開催の第136期定時株主総会において株主の皆様よりご承認をいただき、更新されております。

提案株主は、「金融商品取引法による大量取得行為に関する規制が浸透し、株主が適切な判断をするための必要な情報や時間を確保する本プランの導入目的も一定程度担保されるようになった」と主張していますが、例えば、金融商品取引法上の公開買付制度が適用される場合であっても、公開買付けの開始前には事前の情報提供の必要がなく、公開買付開始公告から10営業日以内に当社が意見表明報告書を提出することが求められます。一方、本プランを更新した場合には、原則として、公開買付けの開始前に、本プランに定める買付提案書の提出が必要となり、当社から追加情報提供を請求することも可能となります。また、それらの内容を当社が検討する期間も60日以内または90日以内となります。この結果、株主の皆様に対して十分な情報開示が可能となり、公開買付けに応じるか否かを十分に検討する時間が確保されることとなります。

また、公開買付制度は、市場内での買付けには原則として適用されませんが、本プランは市場内での大量買付行為全般に適用されるため、市場内での濫用的な買収を目的とした買集め行為にも対応できることとなります。

このように、当社取締役会は、依然として買収防衛策更新の必要性は高いものと考えております。

なお、提案株主は、「株式市場では買収防衛策を廃止する企業を評価しています（平成30年5月25日付け日本経済新聞（朝刊）。）」と主張していますが、買収防衛策廃止を決めた企業の翌営業日の株価は上昇する場合も下落する場合もあることから、当社取締役会は、必ずしも株式市場が買収防衛策の廃止を評価するとは考えておりません。

1 議案の要領

以下の章及び条文を新設する。

章 決算説明会の開催等

条文

（決算説明会の開催等）

当社は、四半期毎に決算説明会を開催するとともに、決算説明会の説明資料を公表する。なお、決算説明会及び説明資料の内容は下記事項を含むものとする。

- ▶ 業績（セグメント毎）、財務状況
- ▶ 企業価値向上の方針及び施策
- ▶ 中期経営計画及びその進捗状況
- ▶ 設備投資等の具体的な内容（目的、金額、ROI等）
- ▶ 株主還元の方針
- ▶ 政策保有株式の売却方針及び進捗状況

2 提案の理由

コーポレートガバナンス・コードの基本原則5は、株主総会以外の場においても株主との間で建設的な対話を行うべきである旨規定し、原則5-1において「株主との建設的な対話に関する方針」が、原則5-2において「経営戦略や経営計画の策定・公表」が、それぞれ定められているところ、当社においては株主との建設的な対話に最も有効かつ簡便な方法である決算説明会が開催されていない上、決算に関する説明資料の公表もされていないため、上記基本原則に則った運営を求めるものです。

【当社取締役会の意見】

反対 当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主や投資家との建設的な対話が重要であると認識しております。

2018年5月には、10年後のありたい姿を示した新しい経営ビジョンおよび2018～2020年度中期経営計画を開示いたしました。これに基づき投資家向け業績説明会も開催することとしております。株主に向けても、より充実した説明資料の提供や説明会をはじめとするコミュニケーションの場を増やすことは必要と考えており、各種施策の実施に着手しております。

これらの施策については、取締役会の考え方を基本に戦略的かつ機動的に実施することが重要であると考えており、定款に本議案のような規定を定める必要はないと考えます。

第9号議案

定款一部変更の件（政策保有株式の売却）

1 議案の要領

以下の章及び条文を新設する。

章 政策保有株式

条文

（政策保有株式の売却）

当会社が、本条を追加する定款変更の効力発生日現在、純投資目的以外の目的で保有している上場株式を、第140期から第142期までの3期中に、速やかに売却するものとする。

2 提案の理由

政策保有株式に関しては、コーポレートガバナンス・コードの原則1-4において、「政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべき」、「個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査・・・すべき」とされているところ、本来であれば資本コストが見合うか判断できない「取引関係の維持等」を目的とした政策保有株式は速やかに売却することが望まれます。

当社の政策保有株式の2018年3月31日現在の貸借対照表計上額は、約190億円に上り、総資産の約16%を占めており、売却により得た資金は事業への資金投下などの企業価値向上策ないしは株主還元等に充てることにより、ROE向上に向けて有効活用すべきであると考えます。

【当社取締役会の意見】

反対

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、取引関係の維持・強化により当社の中長期的な企業価値の向上に資すると認められる場合に限り、取引先の株式を保有しております。定期的に取締役会において個別の保有銘柄ごとに保有目的や経済合理性などの観点で検証のうえ保有の適否を判断し、保有意義が希薄化したと判断された銘柄については適宜売却することとしております。

売却で得た資金に関しては、利益配分に関する基本方針に基づき、株主への利益還元を重視し配当性向30%以上を目標におきながら、企業体質の強化および将来の事業展開に必要な内部留保の充実などを総合的に判断し、中期経営計画の達成に向け活用しております。

政策保有株式については、引き続きこれらの方針のもとに対応を進めてまいりますので、定款に本議案のような規定を定める必要はないと考えます。

第10号議案

定款一部変更の件（株主還元）

1 議案の要領

以下の章及び条文を新設する。

章 株主還元

条文

（株主還元）

中長期的な企業価値向上施策に必要とする資産を除いた余剰資産に関しては、株主還元に充てるものとする。

2 提案の理由

コーポレートガバナンス・コードの原則5-2は、経営戦略や経営計画の策定・公表に当たり自社の資本コストを的確に把握すべきこと、経営資源の配分等に関し具体的な方針につき株主に説明すべきこと等を定めています。

しかしながら、当社は、2019年4月25日現在の時価総額約227億円をはるかに上回る、流動資産約270億円（平成30年12月31日現在。現預金：93億円、投資有価証券：177億円）及び固定資産（文京区小石川に所在する推定時価136億円〔路線価61万円／平方メートル〕の土地）を保有しているところ、企業価値向上に直結しない本社建替えを計画するなど、十分に資産の有効活用がされているとは考えられないため、経営資源の配分等の見直しを求めるものです。

【当社取締役会の意見】

反 対

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

現在手元に保有する現預金については、当社の財務状況・事業形態を踏まえた運転資金や設備資金として適切な水準であると認識しております。

当社の保有する有価証券は、大部分が政策保有株式です。政策保有株式については、定期的に取り締役会において個別の保有銘柄ごとに保有目的や経済合理性などの観点で検証のうえ保有の適否を判断し、保有意義が希薄化したと判断された銘柄については適宜売却することとしております。

売却で得た資金に関しては、利益配分に関する基本方針に基づき、株主への利益還元を重視し配当性向30%以上を目標におきながら、企業体質の強化および将来の事業展開に必要な内部留保の充実などを総合的に判断し、中期経営計画の達成に向け活用しております。

また、本社社屋の建替えに関しては、現在使用している本社社屋が築後約80年が経過しており、従業員の安全面に不安があることから検討を開始しました。既存建物の改修、新たなオフィスビルの取得による全面移転等も含め様々な選択肢を検討し、コスト面で最も優れていただけでなく、耐震性およびセキュリティの強化や職場環境改善による効率性の向上など総合的な効果も確認したうえで、現有敷地での建替えを取締役会において決議したものです。

今後も、資産の有効活用に関する施策は、取締役会の考え方を基本に戦略的かつ機動的に実施することが重要であると考えており、定款に本議案のような規定を定める必要はないと考えます。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境が改善するなかで個人消費も持ち直しの動きをみせるなど、緩やかな回復傾向が続きました。印刷業界におきましては、電子書籍市場やインターネット広告市場が拡大する一方で紙媒体の需要減少が一層進み受注価格が下落するなど、厳しい経営環境が続きました。

このような状況のなか、共同印刷グループは2018年度を初年度とする3カ年の中期経営方針「強みの育成・拡大と、事業基盤の改革に挑戦し、成長を続ける。」に基づいた取り組みを進めました。

情報系事業では、お客様の課題解決に向けた販促支援サービスや業務支援サービスの提案を推進しました。情報コミュニケーション部門では、デジタル領域を中心としたプロモーション分野での受注拡大に取り組むとともに、紙媒体の受注量確保による生産設備の安定稼働をめざし、共同日本写真印刷株式会社の子会社化を行いました。情報セキュリティ部門では、官公庁・金融機関をはじめとする既存得意先の深耕を図るとともに、ヘルスケア分野など新規市場の開拓に努めました。

生活・産業資材系事業では、2018年4月に竣工した守谷工場の軟包装専用棟の立ち上げに注力し、安定稼働に向け人員確保と人材育成に取り組みました。チューブ事業では、国内外における化粧品向けチューブの受注拡大をめざし、国内および東南アジアの生産拠点の強化を図りました。

その結果、当連結会計年度における売上高は、977億8千2百万円（前期比2.8%増）となり、営業利益は10億2千7百万円（前期比40.5%減）、経常利益は17億4千8百万円（前期比33.9%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は11億5百万円（前期比45.7%減）となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

情報コミュニケーション部門

出版印刷では、電子コミックの画質を向上させる「eComicScreen+」の提案など、マンガを中心としたコンテンツをデジタル展開するデジタルソリューションを推進するとともに、デジタル印刷機を活用した小ロット印刷の提案により教育分野等での受注拡大に取り組みました。コミックの電子配信は増加しましたが、出版市場の縮小の影響により定期刊行物と書籍がともに減少したため、売上高は前期を下回りました。

一般商業印刷では、プロモーション分野での受注拡大に注力しました。デジタルサイネージや、企業と会員をつなぐパーソナルマーケティングツール「CRooM+」などの、スマートフォン用アプリを活用し顧客と店舗・Webをつないで新しい売り場や売り方を提供する販促ソリューションの提案を推進するとともに、店頭での購買促進に効果的なPOPの提案に取り組みました。その結果、カタログや情報誌の減少はありましたが、POPなど店頭プロモーション関連の受注が拡大し、キャンペーン等の

受注によりノベルティも増加しました。また共同日本写真印刷株式会社の子会社化によりパンフレット等が増加したため、売上高は前期を上回りました。

以上の結果、部門全体の売上高は391億6千8百万円（前期比1.1%減）となり、固定費削減施策の進捗の遅れなどから営業損失も拡大し8億2千8百万円（前期は営業損失1億9千9百万円）となりました。

情報セキュリティ部門

情報セキュリティ部門では、データプリントおよびBPOの受注拡大をめざし、金融機関や官公庁・自治体、教育機関等への提案活動を推進するとともに、医療やヘルスケアといった新たな市場の開拓に努めました。抽選券・乗車券などの証券類では、安定した受注量確保に努めるとともに、品質向上や生産効率向上への取り組みを進めました。ICカードでは、金融関連での受注拡大を図るとともに、強みを持つ交通系ICカードを中心に発行業務の受託拡大に注力しました。

金融機関及び官公庁・自治体、教育機関などからBPOの受注が増加したためビジネスフォームが増加し、抽選券の受注増により証券類も増加しました。ICカードは、交通系カードに加え金融関連カードの受注が増加したことから前期を上回りました。

以上の結果、部門全体での売上高は311億6千5百万円（前期比3.6%増）、営業利益は14億1千2百万円（前期比126.3%増）となりました。

生活・産業資材部門

生活・産業資材部門では、食品分野を中心に機能性の高い軟包装材を提供するため、守谷工場に軟包装専用棟を建設しその立ち上げに注力するとともに、「パーシャルオープン」をはじめとするフタ材の拡販と、液体向け包材「Tパウチ」やフィルム製コンテナ「ハンディキューブ」の提案を進めました。チューブでは、安定供給に向け生産体制の強化を図るとともに、化粧品向けチューブの受注拡大をめざし、フレキソ印刷やフルプリント仕様による美麗性の高い製品や店頭での訴求力が高いオーバル型チューブの提案を進めました。また東南アジア市場での事業拡大をめざし、ベトナムおよびインドネシアの拠点強化に向けた取り組みを進めました。「モイストキャッチ」をはじめとする高機能製品については、新規得意先の開拓や中国市場をはじめとする海外市場への拡販に取り組みました。紙器については、既存製品を中心に安定した収益確保をめざしました。

建材製品は減少しましたが、歯磨き向けや化粧品向けを中心にチューブが増加し、軟包装も増加となりました。紙器では、ラップカートンは減少しましたがティシューカートンが増加しました。産業資材では医薬品向け包材が増加しました。

以上の結果、部門全体での売上高は252億7千万円（前期比8.4%増）となりましたが、人員不足などに起因する守谷工場の軟包装専用棟の生産体制構築の遅れにより、営業利益は2億8百万円（前期比73.9%減）となりました。

その他

売上高は、物流業務等は減少したものの偽造防止関連製品の受注により21億7千8百万円（前期比4.5%増）となりましたが、営業利益は3億6千9百万円（前期比23.9%減）となりました。

セグメント別売上高

セグメント区分 (部門)	前連結会計年度 2018年3月期		当連結会計年度 2019年3月期		前連結会計年度 比増減率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
情報コミュニケーション	39,596	41.7	39,168	40.1	△ 1.1
情報セキュリティ	30,078	31.6	31,165	31.9	3.6
生活・産業資材	23,316	24.5	25,270	25.8	8.4
その他	2,085	2.2	2,178	2.2	4.5
合計	95,076	100.0	97,782	100.0	2.8

(2) 設備投資等の状況

① 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は146億3千9百万円となりました。セグメント別の内訳は以下のとおりです。なお、生産の能力に重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

セグメント区分 (部門)	設備投資額 (百万円)	前連結会計年度比増減率 (%)
情報コミュニケーション	983	△ 70.3
情報セキュリティ	1,392	30.9
生活・産業資材	9,495	225.9
その他	1,757	1,802.6
全社(共通)	1,011	59.6
合計	14,639	82.7

また、上記所要資金につきましては、借入金および自己資金により賅っています。

② 資金調達の状況

当社は、設備資金として、株式会社みずほ銀行をアレンジャー兼エージェント、三井住友信託銀行株式会社をコ・アレンジャーとするシンジケート方式のタームローン50億円の資金調達を実行しました。

(3) 対処すべき課題

近年の印刷業界は、デジタルメディアやインターネット広告の急速な普及による紙媒体の需要減少に加え、原材料価格の高騰や人件費の上昇が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いています。こうした印刷市場の成熟化やIT化の急速な進展によって経営課題は複雑化しており、従来の延長線上ではない、新たな視点をもった事業運営が求められています。

このような状況の中、当グループでは、変化の激しい経営環境においても持続的に利益を創出することができる収益体質を確立するため、抜本的な構造改革を進めながら経営計画の達成に向けて各種施策に取り組んでまいります。

情報系事業においては、当グループの持つ営業ノウハウとソフト資産との融合によって付加価値の高いサービスメニューを開発し、お客様の潜在的な課題発掘から解決に至るまでのトータルソリューション提案を推進してまいります。また、今後も増加が見込まれるBPOでは、高いセキュリティ環境や豊富なノウハウを最大限活用し、既存顧客からの受注拡大を図るとともに、各企業が注目する「健

康経営」などで市場拡大が期待される医療分野にも積極的に参入し、事業領域拡大を目指します。さらに、外部とのアライアンスを活用したソリューションサービスの共同開発や決済ソリューション事業への進出など、これまでにない価値を生み出す施策も意欲的に展開してまいります。

生活・産業資材系事業においては、強みを持つ製品のさらなるシェア拡大とそれを支える生産体制の拡充とともに、独自技術による新製品開発のスピードアップを図ってまいります。チューブ関連では、国内外における生産能力強化を目的として、和歌山工場の新棟建設に加え、インドネシアでのジャカルタ工場の建設にも着手いたしました。グリーンかつ最新鋭の製造環境を活かし、国内はもちろん、成長が期待できるASEAN地域において、化粧品向けを中心としたラミネートチューブの拡販を目指します。軟包装関連では、守谷第一工場に新設した専用棟の安定稼働を最優先課題とし、早期に効率改善を図り、生産能力を最大限発揮できる生産体制の確立に取り組んでまいります。あわせて、液体包材として提供している「ハンディキューブ」のバリア性向上による用途拡大や、開封のしやすさと安全性を追求した「Tパウチ」のラインアップ拡充など、社会や消費者の生活に貢献できる利便性の高い製品の提案を押し進めてまいります。

当グループのコーポレートブランドである「TOMOWEL (トモウェル)」には、ビジネスパートナー・家族・地域・社会など、関わるすべてと共に良い関係であり、未来を創り拓げていきたいという想いが込められています。これからも当グループは、印刷にとどまらない領域へ事業を拡げ、あらゆるステークホルダーの皆さまから評価され、信頼される企業グループを目指してまいります。社員一人ひとりが自らのありたい姿と志を胸に、豊かな未来へ向けて挑戦し続けます。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第136期	第137期	第138期	第139期
	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	(当連結会計年度) 2019年3月期
売上高 (百万円)	95,097	94,553	95,076	97,782
経常利益 (百万円)	3,482	4,096	2,644	1,748
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,212	2,589	2,037	1,105
1株当たり当期純利益 (円)	25.20	29.50	232.10	126.01
総資産 (百万円)	105,315	114,581	120,544	125,390
純資産 (百万円)	58,269	63,180	64,217	63,384
1株当たり純資産 (円)	663.66	719.10	7,307.43	7,267.15

- (注) 1. 2017年10月1日付で株式10株を1株とする株式併合を行っています。第138期（2018年3月期）の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しています。
2. 第139期（2019年3月期）における1株当たり当期純利益および1株当たり純資産の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式については、「株式給付信託（BBT）」の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算出しています。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第139期（2019年3月期）より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示するとともに、第138期（2018年3月期）の金額を組替え後の金額で表示しています。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

(2019年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容 (セグメント区分)
(株)コスモグラフィック	95	100.0	製版 (情報コミュニケーション)
共同印刷製本(株)	60	100.0	印刷・製本加工 (情報コミュニケーション)
デジタルカタパルト(株)	100	71.4	電子書籍の取次および販売 (情報コミュニケーション)
共同日本写真印刷(株)	20	90.0	製版、印刷、製本加工 (情報コミュニケーション)
TOMOWEL Promotion(株)	20	90.0	会員プラットフォームビジネスほか (情報コミュニケーション)
共同印刷西日本(株)	200	100.0	印刷、データプリント・BPO業務 (情報セキュリティ)
共同エフテック(株)	30	100.0	カード関連BPO (情報セキュリティ)
TOMOWEL Payment Service(株)	90	100.0	決済ソリューション (情報セキュリティ)
常磐共同印刷(株)	78	100.0	印刷、チューブ容器の製造 (生活・産業資材)
共同NPIパッケージ(株)	45	65.0	紙器製品の製造 (生活・産業資材)
共印商貿 (上海) 有限公司	百万人民元 6	100.0	包装材料の販売 (生活・産業資材)
KYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD.	百万ベトナムドン 212,460	100.0	チューブ容器の製造 (生活・産業資材)
PT Arisu Graphic Prima	百万インドネシアルピア 80,000	99.0	印刷、チューブ容器の製造 (生活・産業資材)
共同物流(株)	70	100.0	梱包・輸送 (その他)
共同総業(株)	20	100.0	不動産管理 (その他)
共同印刷ビジネスソリューションズ(株)	60	100.0	システム開発 (その他)

- (注) 1. 常磐共同印刷(株)については、当社が80.8% (126,000株)、共同総業(株)が19.2% (30,000株) をそれぞれ出資しています。
2. 2018年11月1日にTOMOWEL Payment Service(株)を設立し、連結の範囲に含めています。
3. 2019年1月7日に日本写真印刷コミュニケーションズ(株)が新たに設立した子会社 (現共同日本写真印刷(株)) の発行済株式の90%を取得し、連結の範囲に含めています。
4. 2019年2月1日にTOMOWEL Promotion(株)を設立し、連結の範囲に含めています。

(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2019年3月31日現在)

役名	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤森 康彰	監査室、秘書室担当
取締役 専務執行役員	清水 市司	社長補佐 兼 事業統括 兼 生産統括本部、技術開発本部担当 PT Arisu Graphic Prima 代表コミサリス PT Arisu Indonesia 代表コミサリス
取締役 常務執行役員	大澤 春雄	情報コミュニケーション事業本部長 兼 トータルソリューションオフィス 担当
取締役 常務執行役員	渡邊 秀典	経営企画本部長 兼 総合企画部長 兼 CSR本部、IT統括本部担当
取締役 常務執行役員	里村 憲治	生活・産業資材事業本部長 兼 包装事業部長 共同NPIパッケージ(株)代表取締役 共印商貿(上海)有限公司 董事長
取締役 常務執行役員	松崎 広孝	情報セキュリティ事業本部長
取締役	高岡 美佳	立教大学経営学部教授 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社TSIホールディングス 社外取締役 株式会社モスフードサービス 社外取締役 SGホールディングス株式会社 社外取締役
取締役	内藤 常男	
常勤監査役	小笠原 誠	
常勤監査役	塩澤 幹彦	
監査役	公文 敬	大成温調株式会社 社外取締役
監査役	徳岡 卓樹	弁護士

- (注) 1. 取締役のうち、高岡美佳および内藤常男の両氏は社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、公文敬および徳岡卓樹の両氏は社外監査役であります。
 3. 当社は社外取締役および社外監査役の全員を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ています。
 4. 常勤監査役宮城忠雄氏は、2018年6月28日開催の第138期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	8名	200百万円	(うち社外取締役2名 15百万円)
監 査 役	5名	45百万円	(うち社外監査役2名 14百万円)
合 計	13名	246百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には当事業年度における役員賞与引当金の繰入額32百万円が含まれています。
 2. 監査役の報酬等の額には2018年6月28日開催の第138期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれています。

▶ 連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	47,859	流動負債	35,163
現金及び預金	10,762	支払手形及び買掛金	17,936
受取手形及び売掛金	28,402	1年内償還予定の新株予約権付社債	5,000
商品及び製品	3,596	リース債務	553
仕掛品	2,709	未払法人税等	151
原材料及び貯蔵品	1,061	賞与引当金	1,169
その他	1,391	役員賞与引当金	32
貸倒引当金	△64	その他	10,321
固定資産	77,531	固定負債	26,842
有形固定資産	53,279	社債	8,000
建物及び構築物	19,502	長期借入金	7,000
機械装置及び運搬具	14,087	リース債務	1,353
工具、器具及び備品	1,369	繰延税金負債	1,761
土地	14,579	環境対策引当金	16
リース資産	2,031	厚生年金基金解散損失引当金	19
建設仮勘定	1,709	固定資産解体費用引当金	1,970
無形固定資産	2,444	退職給付に係る負債	6,382
ソフトウェア	1,082	資産除去債務	51
のれん	1,248	その他	286
その他	113	負債合計	62,005
投資その他の資産	21,807	純資産の部	
投資有価証券	18,991	株主資本	54,381
長期貸付金	35	資本金	4,510
退職給付に係る資産	1,108	資本剰余金	1,765
繰延税金資産	481	利益剰余金	48,832
その他	1,240	自己株式	△726
貸倒引当金	△49	その他の包括利益累計額	8,997
資産合計	125,390	その他有価証券評価差額金	9,365
		為替換算調整勘定	△155
		退職給付に係る調整累計額	△213
		非支配株主持分	6
		純資産合計	63,384
		負債・純資産合計	125,390

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金	額
売上高		97,782
売上原価		81,165
売上総利益		16,616
販売費及び一般管理費		15,589
営業利益		1,027
営業外収益		
受取利息及び配当金	330	
物品売却益	257	
設備賃貸料	141	
保険配当金	181	
その他	186	1,097
営業外費用		
支払利息	124	
設備賃貸費用	30	
持分法による投資損失	65	
シンジケートローン手数料	55	
為替差損	9	
その他	91	375
経常利益		1,748
特別利益		
固定資産売却益	29	
投資有価証券売却益	1,022	
その他	34	1,086
特別損失		
固定資産売却損	280	
固定資産除却損	539	
投資有価証券評価損	75	
本社移転費用	142	
その他	71	1,109
税金等調整前当期純利益		1,725
法人税、住民税及び事業税	685	
法人税等調整額	16	702
当期純利益		1,023
非支配株主に帰属する当期純損失		△81
親会社株主に帰属する当期純利益		1,105

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,510	1,728	48,607	△549	54,295
当期変動額					
剰余金の配当			△881		△881
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,105		1,105
自己株式の取得				△303	△303
自己株式の処分		36	1	126	164
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	36	225	△177	85
当期末残高	4,510	1,765	48,832	△726	54,381

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	9,679	76	92	9,847	73	64,217
当期変動額						
剰余金の配当						△881
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,105
自己株式の取得						△303
自己株式の処分						164
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△313	△231	△305	△850	△67	△918
当期変動額合計	△313	△231	△305	△850	△67	△832
当期末残高	9,365	△155	△213	8,997	6	63,384

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	44,171
現金及び預金	8,336
受取手形	6,355
売掛金	20,078
商品及び製品	3,277
仕掛品	2,500
原材料及び貯蔵品	828
前払費用	163
未収入金	1,273
短期貸付金	1,180
その他	247
貸倒引当金	△70
固定資産	75,226
有形固定資産	46,321
建物	16,996
構築物	554
機械及び装置	12,190
車両運搬具	28
工具、器具及び備品	1,161
土地	12,255
リース資産	1,686
建設仮勘定	1,448
無形固定資産	1,066
借地権	50
電話加入権	33
施設利用権	13
ソフトウェア	968
投資その他の資産	27,838
投資有価証券	18,790
関係会社株式	6,187
長期貸付金	1,233
前払年金費用	731
事業保険積立金	753
破産更生債権等	42
その他	150
貸倒引当金	△52
資産合計	119,397

科目	金額
負債の部	
流動負債	38,240
支払手形	1,080
電子記録債務	6,355
買掛金	9,896
1年内償還予定の新株予約権付社債	5,000
リース債務	463
未払金	4,283
未払費用	2,234
未払法人税等	85
CMS預り金	5,374
賞与引当金	829
役員賞与引当金	32
設備関係支払手形	60
営業外電子記録債務	2,265
その他	277
固定負債	25,080
社債	8,000
長期借入金	7,000
リース債務	1,066
繰延税金負債	1,663
退職給付引当金	5,230
環境対策引当金	16
固定資産解体費用引当金	1,970
資産除去債務	43
その他	89
負債合計	63,320
純資産の部	
株主資本	46,626
資本金	4,510
資本剰余金	1,779
資本準備金	1,742
その他資本剰余金	36
利益剰余金	41,041
利益準備金	1,127
その他利益剰余金	39,914
特別償却準備金	2
新事業開拓事業者投資損失	
準備金	34
固定資産圧縮積立金	2,348
別途積立金	34,628
繰越利益剰余金	2,901
自己株式	△704
評価・換算差額等	9,449
その他有価証券評価差額金	9,449
純資産合計	56,076
負債・純資産合計	119,397

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金	額
売上高		88,228
売上原価		73,681
売上総利益		14,546
販売費及び一般管理費		13,942
営業利益		604
営業外収益		
受取利息及び配当金	737	
物品売却益	143	
設備賃貸料	1,085	
保険配当金	181	
その他	215	2,362
営業外費用		
支払利息	144	
設備賃貸費用	267	
シンジケートローン手数料	55	
その他	79	546
経常利益		2,419
特別利益		
固定資産売却益	28	
投資有価証券売却益	1,022	
その他	24	1,074
特別損失		
固定資産売却損	280	
固定資産除却損	532	
投資有価証券評価損	75	
本社移転費用	147	
その他	54	1,089
税引前当期純利益		2,405
法人税、住民税及び事業税	507	
法人税等調整額	36	544
当期純利益		1,861

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金					利益 剰余金 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金					
					特別償却 準備金	新事業開拓事業者 投資損失準備金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	4,510	1,742	-	1,742	1,127	1	29	2,916	33,428	2,557	40,060
当期変動額											
特別償却準備金の積立						0				△0	-
特別償却準備金の取崩						△0				0	-
新事業開拓事業者 投資損失準備金の積立							34			△34	-
新事業開拓事業者 投資損失準備金の取崩							△29			29	-
固定資産圧縮積立金の取崩								△567		567	-
別途積立金の積立									1,200	△1,200	-
剰余金の配当										△881	△881
当期純利益										1,861	1,861
自己株式の取得											
自己株式の処分			36	36						1	1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	36	36	-	0	5	△567	1,200	343	981
当期末残高	4,510	1,742	36	1,779	1,127	2	34	2,348	34,628	2,901	41,041

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高		△527	45,785	9,761	9,761	55,547
当期変動額						
特別償却準備金の積立						-
特別償却準備金の取崩						-
新事業開拓事業者 投資損失準備金の積立						-
新事業開拓事業者 投資損失準備金の取崩						-
固定資産圧縮積立金の取崩						-
別途積立金の積立						-
剰余金の配当			△ 881			△ 881
当期純利益			1,861			1,861
自己株式の取得	△ 303		△ 303			△ 303
自己株式の処分	126		164			164
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				△ 311	△ 311	△ 311
当期変動額合計	△ 177		841	△ 311	△ 311	529
当期末残高	△ 704		46,626	9,449	9,449	56,076

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

共同印刷株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員 公認会計士 中川 隆之[㊞]
業務執行社員

指定社員 公認会計士 神山 俊一[㊞]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、共同印刷株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共同印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

共同印刷株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員 公認会計士 中川 隆之[㊞]
業務執行社員

指定社員 公認会計士 神山 俊一[㊞]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共同印刷株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

共同印刷株式会社 監査役会

監査役(常勤)	小笠原	誠	Ⓜ
監査役(常勤)	塩澤	幹彦	Ⓜ
監査役	公文	敬	Ⓜ
監査役	徳岡	卓樹	Ⓜ

(注) 監査役公文敬および監査役徳岡卓樹は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

会場

ベルサール神保町アネックス

東京都千代田区神田神保町 2-36-1 住友不動産千代田ファーストウイング 1F

電話：03-3263-1616 ※近隣には「ベルサール」が3か所ございます。お間違いのないようご注意ください。



交通のご案内

「神保町駅」A2出口より徒歩2分 ● 東京メトロ半蔵門線 ● 都営新宿線 ● 都営三田線
「九段下駅」5番出口より徒歩5分 ● 東京メトロ東西線 ● 東京メトロ半蔵門線 ● 都営新宿線
「水道橋駅」JR水道橋駅西口より徒歩7分 ● JR中央・総武線

※当会場には専用駐車場・駐輪場がございません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

共同印刷株式会社